

第45回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会幹事会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第45回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会会則(以下「会則」という。)第10条第9項の規定に基づき、幹事会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会則第10条第2項から第5項に規定する幹事等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第3条 幹事会の事務局は、大阪府環境農林水産部内に置く。

(補足)

第4条 この規定に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月28日から施行する。

【別表】

	区分	所属	役職	備考	
01	幹事長	大阪府環境農林水産部	部長	主催部局	
02	副幹事長	大阪府漁業協同組合連合会	専務理事	水産団体	
03		岸和田市魅力創造部	部長		
04		泉佐野市生活産業部	部長		
05	幹事 (沿岸市町等)	大阪市経済戦略局産業振興部	部長		
06		堺市産業振興局農政部	部長		
07		高石市総合政策部	部長		
08		泉大津市政策推進部	部長		
09		忠岡町産業住民部	部長		
10		貝塚市都市整備部	部長		
11		田尻町事業部	部長		
12		泉南市市民生活環境部	部長		
13		阪南市都市整備部	部長		
14		岬町都市整備部	部長		
15		大阪府市長会	事務局長		
—		大阪府町村長会	事務局長	(市長会事務局長)	
16		オブザーバー	大阪府警察本部警備部警備第一課	課長	
17			大阪府警察本部交通部交通規制課	課長	
18	第五管区海上保安本部警備救難部警備課		課長		
19	大阪海上保安監部警備救難課		課長		
20	大阪海上保安監部航行安全課		課長		
21	関西空港海上保安航空基地警備救難課		課長		